

一般財団法人労災サポートセンター 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年8月1日～ 令和10年7月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児休業等に関する規定の整備、職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項や、育児・介護休業法に基づく産前産後休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を職員に行い、各種申請の手助けをします。

<対策>

- 原則として毎年4月、各施設等において管理者からすべての職員に対して、育児休業等の諸制度や財団の規定について連絡会議等を開催し、説明します。
- 新たに職員を採用した場合は、採用時研修において、育児休業等の諸制度や財団の規定について、必ず説明します。
- 管理者が職員又は職員の配偶者に出産の予定があることを把握した場合は、改めて職員に育児休業等の諸制度や財団の規定を説明し、出産一時金や育児休業給付金等の各種申請手続きを手助けします。

目標2：職員が育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準等の見直しに向けた取組みを行います。

<対策>

- 育児休業等を取得した職員が、他の職員と昇給・昇格等の処遇に差が生じないための措置について、財団の育児休業等に関する規定の改正を検討します。

目標3：地域において子どもの健全な育成のため、近隣の学校等の生徒をケアプラザにお招きして施設の入居者の皆様と交流する機会を設けるなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動を行います。

<対策>

- ケアプラザにおいて、近隣の幼稚園等の子どもをお招きし、劇や演奏会等の発表会の場を設けます。
- 近隣の学校等から、職業体験や施設見学会の依頼があった場合は、積極的に受け入れます。